

国労東日本

港区新橋5-15-5
交通ビル

国労東日本本部

発行責任者 高野苗実
編集責任者 伊藤隆夫

2013年
2月25日
NO. 14

ダイジェスト版

1人の悩み
職場の不满、
みんなで解決
国労で
HP <http://www.e-nru.com>

本日 申23号 (年金支給開始年齢引き上げに伴う 交渉の 措置に関する申し入れ) 交渉の 継続交渉 開催される!

「エルダー社員調整特別措置」 新設を回答!

昨年8月29日に提出した国労東日本申第23号(2013年度以降の年金支給開始年齢の引き上げに伴う措置に関する申し入れ)で求めていた、2013年4月以降の具体的な対策について、本日の継続交渉において、新たな制度を新設するとの回答がありました。

主な内容は以下の通りです。(詳細は業務連絡報で報告します。)

《年金支給開始年齢までの生活設計をより安定したものにすること等を踏まえた措置》

(1)「エルダー社員調整特別措置」の新設

- 昭和28年4月2日以降、昭和30年4月1日以前生まれの者
支給額 29,000円
支給期間 エルダー社員雇用契約期間開始日の属する月から満61歳に達する日の属する月まで
- 昭和30年4月2日以降、昭和32年4月1日以前生まれの者
支給額 29,000円(満61歳に達する日の属する月まで)
41,000円(満61歳に達する日の属する月の翌月から満62歳に達する日の属する月まで)
- 昭和32年4月2日以降、昭和34年4月1日以前生まれの者
支給額 29,000円(満61歳に達する日の属する月まで)
41,000円(満61歳に達する日の属する月の翌月から満63歳に達する日の属する月まで)
- 昭和34年4月2日以降、昭和36年4月1日以前生まれの者
支給額 29,000円(満61歳に達する日の属する月まで)
41,000円(満61歳に達する日の属する月の翌月から満64歳に達する日の属する月まで)
- 昭和36年4月2日以降生まれの者
支給額 29,000円(満61歳に達する日の属する月まで)
41,000円(満61歳に達する日の属する月の翌月から当該雇用契約期間終了日の属する月まで)

※年金支給開始年齢までの調整措置で、

わかりやすく言えば、**初年度は29,000円、**

以降支給開始年齢まで41,000円が支給される制度です。